

**令和6年度札幌芸術の森魅力向上に向けた調査検討業務
公募型企画競争提案説明書（募集要領）**

1 委託業務名

令和6年度札幌芸術の森魅力向上に向けた調査検討業務

2 業務の目的及び内容

令和6年度札幌芸術の森魅力向上に向けた調査検討業務仕様書【別添1】のとおり

3 契約概要

(1) 契約方法

公募型企画競争により選定された委託候補業者との随意契約

※ 具体的な契約内容は契約候補者と札幌市の交渉を通して決定するものとし、協議が整った場合に随意契約にて契約を締結する。その手続きについては札幌市契約規則による。なお、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。

※ 契約候補者との交渉が不調に終わった場合、選考において次点とされた者と交渉する場合がある。

(2) 告示日

令和6年4月17日（水）

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 予算規模（契約限度額）

5,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限額とする。

※ 上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

4 企画提案を求める項目

(1) 札幌芸術の森に関する評価

- ・札幌芸術の森の、札幌市における文化芸術施設としての役割にかかる認識
- ・主催事業等も含めた札幌芸術の森の現状の評価

(2) 調査方法

- ・令和6年度札幌芸術の森魅力向上に向けた調査検討業務仕様書【別添1】に示し

た事項を前提とした、現時点で想定される調査方法

(3) 「(仮称) 札幌芸術の森の魅力向上に向けた在り方検討委員会」(以下、「検討委員会」という) 運営方法

- ・ 検討委員会、及び検討委員会分科会で使用する、各回の資料内容の想定
- ・ 「(仮称) 札幌芸術の森運営方針検討報告書」完成までの想定プロセス 等

(4) 業務実施体制

- ・ 上記(2)、(3)の提案内容を前提とした業務を実施する人員等の経歴や実施体制

(5) 費用

- ・ 本業務を実施する場合に要する費用及びその内訳

5 参加手続に関する事項

(1) 日程 (予定)

内容	日程
企画提案の公募開始	令和6年4月17日(水)
質問の受付期限	令和6年4月25日(木) 17時 必着
企画提案書等の提出期限	令和6年5月7日(火) 17時 必着
参加資格の確認	令和6年5月10日(金)
審査会(ヒアリング)	令和6年5月中旬
契約締結	令和6年5月中下旬

(2) 参加に必要な書類の提出

ア 提出書類

書類名	必要部数 (紙面)	備考
参加意向申出書 (様式1)	1部	
企画提案書	10部	● 様式は問わない。 ● A4判・長編綴じ、添付資料等を含めて最大15ページ。
参考見積書	10部	● 様式は問わない。 ● 積算の根拠がわかるよう記載すること。

イ 様式の入手方法

札幌市公式ホームページ(市民文化局文化部一般競争入札等情報)に掲載する。

<https://www.city.sapporo.jp/shimin/bunka/keiyaku/ippann/ippann.html>

ウ 提出方法

指定部数の紙面及びPDF形式の電子データ(CD、又はDVDに格納)を、郵送又は持参により提出すること。

エ 提出期限

令和6年5月7日(火)17時必着

オ 提出先

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌時計台ビル10階

札幌市 市民文化局 文化部 文化振興課 振興係

担当：河野、小川、柳本

(3) 質問の受付及び回答

- ・ 質問がある場合は、質問書(様式2)に簡潔に記載の上、令和6年4月25日(木)までに持参、郵送、FAX又は電子メールにより下記へ提出すること。(持参による場合、受付時間は月曜日～金曜日(祝日を除く)の9時00分～17時00分)

【郵送・持参】 企画提案書等と同様

【FAX】 011-218-5157

【電子メール】 bunka@city.sapporo.jp

- ・ 質問に対する回答は、電子メールにより質問書の提出者に随時回答するほか、企画提案を受ける上で広く周知すべきと判断されるものについては市公式ホームページ上に掲載する。（質問者名は公表しない。）

(4) 参加資格の確認

企画提案書等の提出期限経過後、下記「7 参加資格要件」に基づき参加資格の確認を行い、適格と判断されたものについて札幌市が実施する令和6年度札幌芸術の森魅力向上に向けた調査検討業務企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）が提案内容の審査を行う。

なお、確認の結果、参加資格を満たさないことが判明した場合には、参加意向申出者宛てに通知する。

(5) 参加資格の喪失

本企画競争において、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあっては契約を締結するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

- ・ 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- ・ 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- ・ 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

6 参加資格要件

下記の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 本企画競争において、事業共同組合等の組合と当該組合員等が同時に参加していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）など経営状況が著しく不健全でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者であること。

ただし、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

7 審査及び契約候補者の選定

(1) 評価・選考方法

- ・ 実施委員会の各委員の採点を合計する総合点数評価とする。
- ・ 最低基準点を満点の 6 割とし、これに満たない場合は契約候補者とししない。
- ・ 評価対象は提出された企画提案書及び参考見積書と、後述するヒアリングの内容とする。
- ・ 最も点数が高い同点の企画提案者が 2 者以上あった場合、(2) に示す評価項目の①、⑤及び⑥の評価点の合計が高い者を選定する。当該評価点の合計も同点の場合は、同点となった企画提案者を対象としたくじ引きにより選定する。
- ・ 企画提案者が 1 者であっても審査を実施し、最低基準点を超えた場合は契約候補者として選定する。

(2) 評価基準

評価項目・評価の観点		配点
①専門知識	本業務の目的を達成するために必要な、文化芸術全般に関する知見や札幌芸術の森をはじめとした文化芸術施設に関する知識を有しているか。	20
②実施体制	業務従事者の人員数、能力、役割などの観点から、業務を確実かつ円滑に進めることができる体制となっているか。	10
③業務目的の理解度	本業務の主旨・目的を適切に理解し、これに合致した提案内容となっているか。	15

④現状認識の妥当性	札幌芸術の森に対する現状認識と評価について、考慮すべきポイント、着眼点等が具体的かつ妥当なものであるか。	15
⑤調査方法	札幌芸術の森の課題整理、及び運営方針検討に際し、必要な情報を収集するための適切な調査手法が想定されているか。	15
⑥委員会運営方法	検討委員会及び分科会を円滑に運営し、活発で有意義な議論が展開されるような、妥当かつ具体的な内容になっているか。	20
⑦費用	委託者の提示する予算上限額以内の積算になっており、費用の配分が適切であるか。	5
合計		100

(2) 審査会（ヒアリング）

ア 日程

令和6年5月中旬頃

※ 詳細は別途通知する。

イ 場所

札幌市役所本庁舎（札幌市中央区北1条西2丁目）又はその周辺を想定

※ 詳細は別途通知する。

ウ 出席者

最大2名までとする。

エ 実施方法

- ・ 1企画提案者当たり20分（提案説明10分、質疑応答10分）を想定し、順次個別に実施する。
- ・ 提案説明は、事前に提出した企画提案書に基づき説明すること。当日の追加資料の提出・使用は認めない。
- ・ 審査会に出席しない提案者の提案は無効とする。

- ・ パソコンの持ち込みは可とし、プロジェクターは本市が用意する。

(3) 選定結果の通知

- ・ 審査及び選定の結果は、速やかに企画提案者全員に対して文書により通知する。
- ・ 選定の結果に対する質問については、通知日から起算して 10 日以内に文書により担当部局へ提出すること。

8 企画提案者からの申立て

- (1) 本企画競争において参加資格を満たさないもしくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。
- (2) 企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して 3 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

9 その他の留意点

- (1) 本企画競争に係る一切の費用については企画提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の企画提案書等の提出、再提出、差し替えは認めない。
- (3) 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。
- (4) 企画提案書の著作権は、企画提案者に帰属する。
- (5) 企画提案者は札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (6) 企画案の利用について第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

10 問い合わせ先

〒060-0001

札幌市中央区北1条西2丁目札幌時計台ビル10階

札幌市市民文化局文化部文化振興課振興係

担当：河野、小川、柳本

TEL：011-211-2261

FAX：011-218-5157

MAIL：bunka@city.sapporo.jp